

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付けるときの事務費用	無 料
求人・求職の申込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	<p>【成功報酬】 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる予定の賃金の 50% 手数料負担者は、求人者とします。</p> <p>【返戻金制度】 求人者：有り（就職後3か月以内の離職の場合、手数料額の50%） 求職者：無し</p>
求人の充足を容易にするために求人者に対する専門的な相談・助言	<p>【成功報酬】 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる予定の賃金の 50% 手数料負担者は、求人者とします。</p> <p>【返戻金制度】 求人者：有り（就職後3か月以内の離職の場合、手数料額の50%） 求職者：無し</p>
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	<p>【着手金】 50,000円 【活動1日当り】 30,000円</p> <p>【成功報酬】 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる予定の賃金の 50% 手数料負担者は、求人者とします。</p> <p>【返戻金制度】 求人者：有り（就職後3か月以内の離職の場合、手数料額の50%） 求職者：無し</p>
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	<p>【成功報酬】 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる予定の賃金の 50% 手数料負担者は、求人者及び関係雇用主とします。</p> <p>【返戻金制度】 求人者：有り（就職後3か月以内の離職の場合、手数料額の50%） 求職者：無し</p>
<p>【職業紹介サービス】 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス</p> <p>【職業紹介の付加サービス】 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合</p>	<p>福岡労働局 長期失業者等総合支援事業 手数料については、福岡労働局が委託費として負担いたしますので、求人者および求職者からの手数料はいただきません。</p> <p>福岡市 就労相談窓口事業 手数料については、福岡市が委託費として負担いたしますので、求人者および求職者からの手数料はいただきません。</p> <p>福岡市 中高年雇用促進事業 手数料については、福岡市が委託費として負担いたしますので、求人者および求職者からの手数料はいただきません。</p>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 40-ユ-010210

事業所名称 株式会社九電ビジネスフロント

事業所所在地 福岡県福岡市中央区天神2丁目12-1 天神ビル4階